

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 30 日

各 都道府県・市町村 民生主管部生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省保険局医療課

生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令
の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて

生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第55号。以下「改正省令」という。）により、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に係る申請等を行う場合については、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく指定医療機関に係る申請等を保険医療機関等に係る申請等と併せて地方厚生（支）局（分室を含む。）に提出し、地方厚生（支）局を経由して、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局（以下「医療機関等」という。）の場合は厚生労働大臣に、それ以外の医療機関等の場合は都道府県知事、指定都市長及び中核市長に申請等を行うことができることとされたところです。また、その趣旨、主な内容等は、「生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和5年3月31日付社援発0331第32号・保発0331第39号厚生労働省社会・援護局長・保険局長連名通知）により厚生労働省社会・援護局長及び保険局長から都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長並びに地方厚生（支）局長あて通知したところです。

令和5年7月1日より改正省令が施行される所、改正省令の事務の取扱いについては、下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 生活保護法の指定医療機関届出簡素化に係るFAQについて

今般、改正省令の事務の取扱いについて、別添1のとおり生活保護法の指定医療機関届出簡素化に係るFAQ（以下「FAQ」という。）を定めることとしたので、十分御了知いただき、その運用に遺漏なきようお願いいたします。また、なお、FAQは近日中に改正される可能性がある所、改正にあたっては別途周知する予定ですので、御承知おきください。

2 リーフレットについて

今般、別添2のリーフレットを作成したところであり、管内指定医療機関等の関係者に対し、当該リーフレットの配布等により、適切に周知を図るようお願いいたします。

3 改正省令に係る省令様式の訂正について

改正省令のうち、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）第3条第2項に基づく様式第1号の3について、別添3の正誤表のとおり一部誤りがありました。別添4のとおり訂正後の様式をお示ししますので、併せて御了知いただくようお願いいたします。